

# EPA活用マニュアル

・・・日本フィリピンEPA版・・・



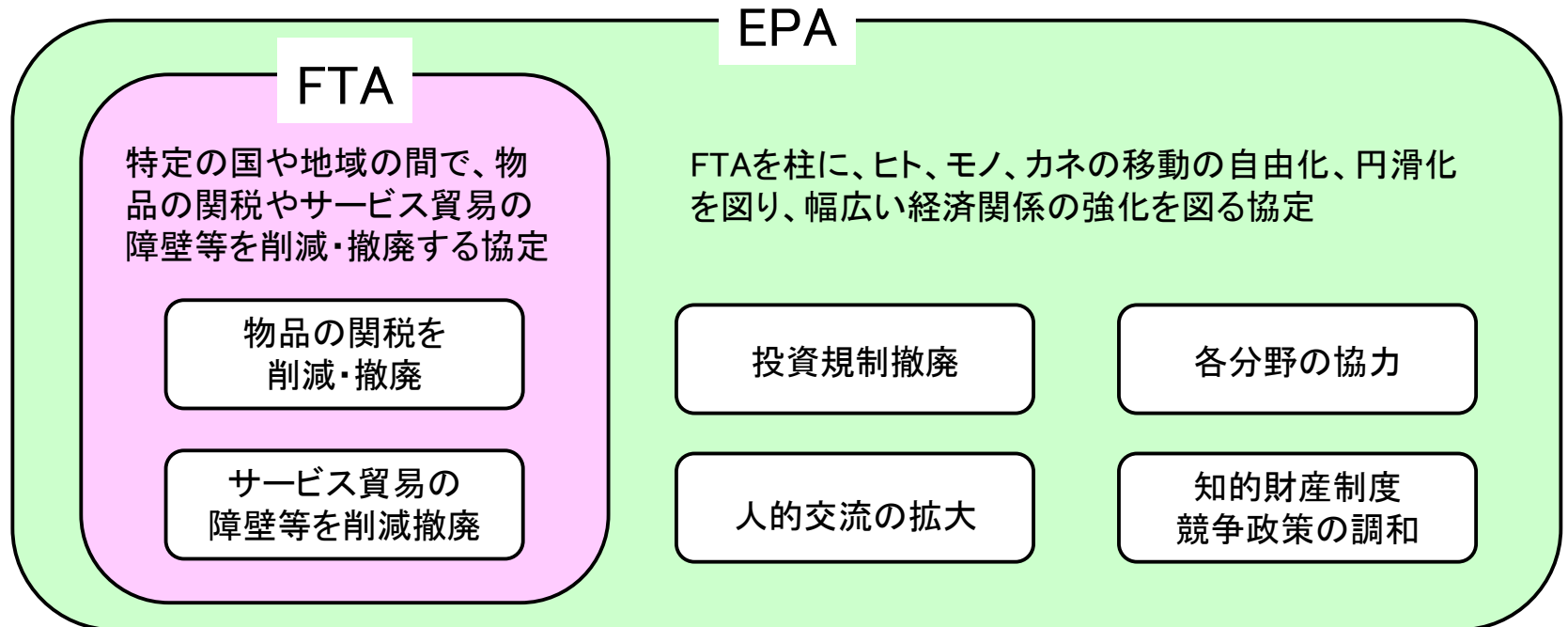
|     |             |        |
|-----|-------------|--------|
| 第1部 | 特恵税率適用までの流れ | 02～09頁 |
| 第2部 | 関税率表の見方     | 10～17頁 |
| 第3部 | 譲許表の見方      | 18～28頁 |
| 第4部 | 原産地規則とは何か   | 29～32頁 |
| 第5部 | 原産地証明書の取得   | 33～37頁 |
| 第6部 | 積送基準、GSPなど  | 38～41頁 |

2017年12月15日更新

ジェトロ・貿易投資相談課

日本フィリピン経済連携協定(EPA)は  
2008年12月11日発効!

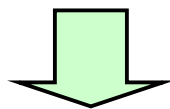
経済連携協定 EPA・・Economic Partnership Agreement  
自由貿易協定 FTA・・Free Trade Agreement



## 日フィリピンEPAの発効により...

- ★ 日本からフィリピンに輸出する物品、およびフィリピンから輸入する物品の関税が削減・撤廃される品目がある
  - 即時撤廃になるもの
  - 段階的に削減し、いずれ撤廃になるもの
  - 割当量以内で減税あるいは無税
  - 今回は妥結に至らず、再交渉するもの
  - 除外するもの...関税の削減・撤廃が行われないもの

- ★ 日フィリピン(EPA)特恵税率  
...日フィリピンEPAによって、削減・撤廃される税率



- ★ フィリピンに輸出(またはフィリピンから輸入)する物品の特恵税率を調べ、特恵税率適用を受けるための原産地証明書を取得する

<逆転現象: 協定の特恵税率より最恵国(MFN)税率の方が低い(有利)現象を逆転現象という>  
日本フィリピン経済連携協定の特恵税率とMFN税率を調べて、特恵税率がMFN税率より低いことを確認する。MFN関税が特恵関税より低い場合は特定原産地証明書の取得は必要ない。

## EPA特恵税率が適用されるための要件

1、2、3のすべてが必要

### 1. 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか？

日本からフィリピンに輸出・・・フィリピン側EPA特恵関税率表を確認  
フィリピンから日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表確認  
将来の関税引き下げスケジュールは両国各々の譲許表を参照

### 2. 輸入貨物にEPA特恵税率の適用資格(原産資格)があるか？

- 2-1 原産地規則を満足していることおよび積送基準を満足していること
- 2-2 そして、それを証明すること

原産地規則を満足している証明は原産地証明書

積送基準を満足している証明は運送要件証明書(通しの船荷証券の写し等)

### 3. 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等)を輸入国税関に対して提出すること

## 逆転現象

### ★逆転現象とは？

同じHSコードで経済連携協定の特恵関税率よりMFN関税率の方が低くなっている現象をいう

### ★なぜ逆転現象が起きるのか？

経済連携協定の特恵関税のベースレートはMFN関税、GSP関税、その他の関税である。経済連携協定の交渉から発効までの期間(数年要する)に、様々な要因から協定の特恵関税が交渉によって決まっても、その協定の特恵関税とは無関係にMFN関税を引き下げることがある(協定税率の交渉が一つのプレッシャーになることもあり得る)

### ★逆転現象への対処

関税の低いMFN関税の適用を申告すればよい。

MFN関税が協定の特恵関税より低くなったことは本来、経済連携協定が目指す貿易障害の削減・撤廃がかなったことになる。また、特定原産地証明書の取得が不要になり、貿易自由化が一步進んだことになる。メキシコ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN(日本、ベトナムの税率のみ)、スイス、ベトナム、インド、ペルーとの経済連携協定ではMFN税率がEPA税率より低い場合その低いMFN税率を適用する

### ★今後の対応

- ①経済連携協定の特恵関税は協定に記述のない限り、MFN関税が協定の特恵関税より低いからといって、再交渉することはない
- ②現時点で協定の特恵関税の方がMFN関税より低くても、MFN関税はいつ協定の特恵関税より低く改定されるかわからない。従って、定期的にMFN関税をチェックすることをお勧めする。

### (注) MFN税率(最恵国待遇税率)とは？

WTO協定税率、WTO譲許税率とも呼ばれる。WTO協定上、WTO加盟国・地域に対して一定率以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率をいう。その税率が、国定税率より低い場合、WTO全加盟国・地域からの産品に対し等しく適用される。

## EPA特恵関税を利用するための手順(輸出の場合)

### 1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出先が決定したら輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

ADB Asia Regional Integration Center <http://aric.adb.org/FTAbyCountryAll.php>

### 2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば輸入者に文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)にてHSコードを確認してもらう。

HSコード6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年ごとに改定される。日本が締結している経済連携協定では以下のとおりそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

### 3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

EPA/FTAには再協議品や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので注意!

### 4. 対象輸出品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たし、それを証明し、特定原産地証明書を受給して輸入者に送る

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

## EPA特恵関税を利用するための手順(輸入の場合)

### 1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

ADB Asia Regional Integration Center <http://aric.adb.org/FTAbByCountryAll.php>

### 2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)によるHSコードを確認。

協定の原産地規則を調べた後、利用するEPA/FTA特恵関税を確認し、そのHSコードを輸出者に連絡する。

HSコード6桁はHSコードを使用している国で共通であるが、5年毎に改定される。日本が締結している経済連携協定ではそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

### 3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合に適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率: 各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

EPA/FTAには再協議品目や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので、注意!

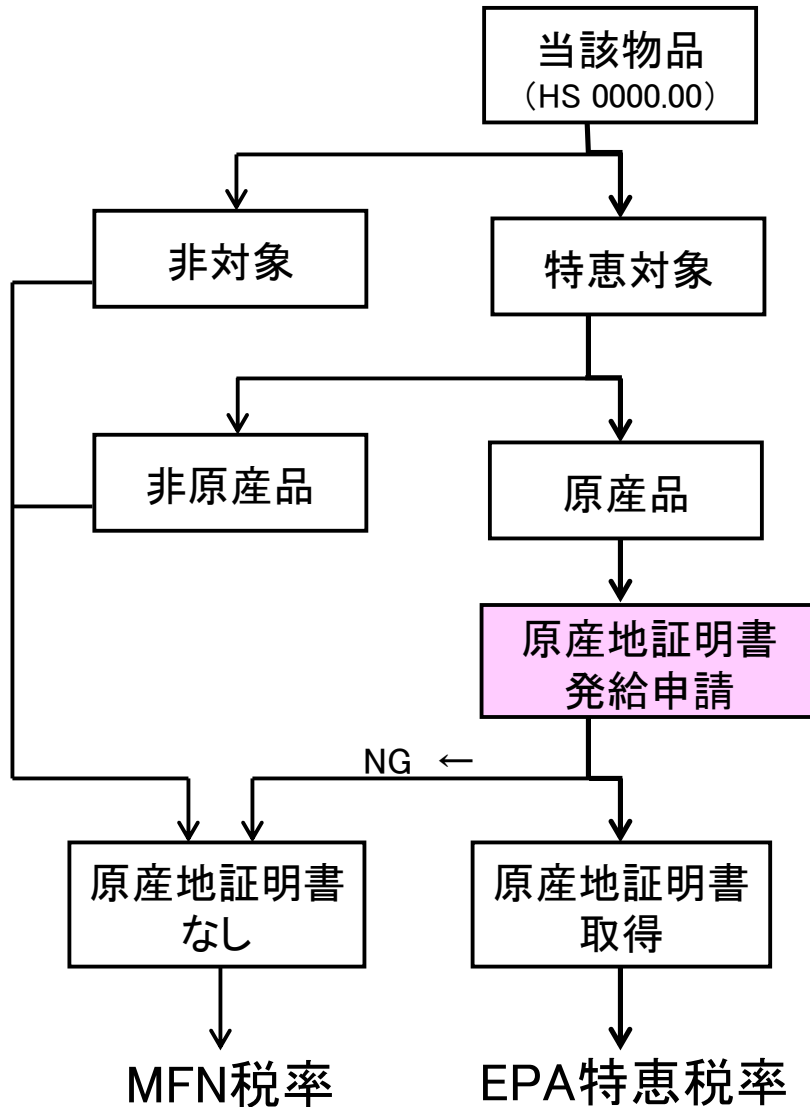
### 4. 対象輸入産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たしていることを輸出者に確認する

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である。

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

### 5. 対象輸入産品とその特定原産地証明書が到着後、EPA/FTA特恵関税適用を申告する輸入申告書に特定原産地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する

## 日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、

- ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
- ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを確認する(11-12頁参照)

特恵関税を関税率表および協定附属書1(譲許表)から調べる

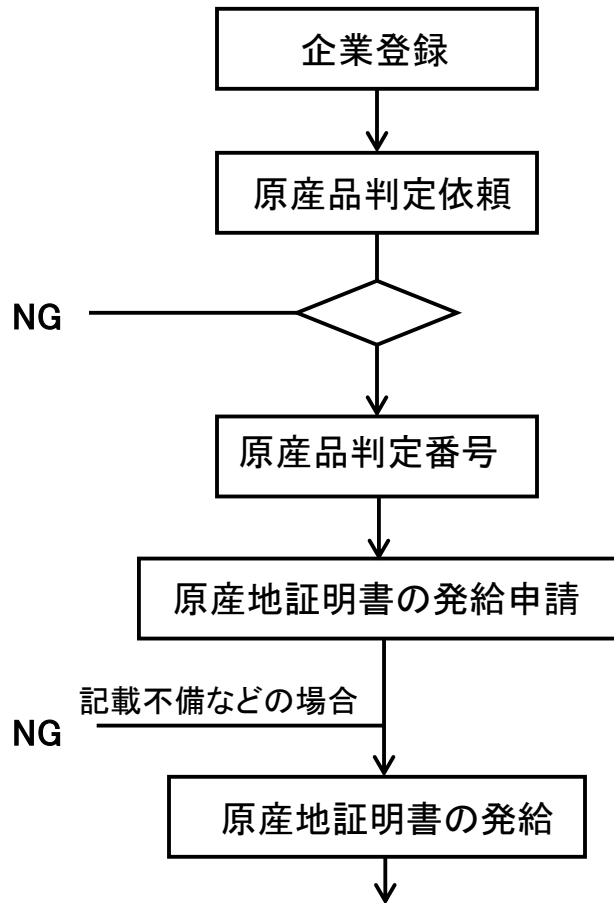
原産地規則を協定附属書2(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

|    | 関税率表および譲許表<br>(原産地規則は締約国共通) | 発給申請   |
|----|-----------------------------|--------|
| 輸出 | フィリピン側を調べる                  | 日本で    |
| 輸入 | 日本側を調べる                     | フィリピンで |



## 原産地証明書発給の流れ



輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。  
企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。  
登録内容に変更がない限り、2年間有効

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給システム」にアクセスし、必要情報を入力し、判定を依頼。必要に応じて、申請に係る物品の原産品確認書、関係者への照会、あるいは調査がある

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。  
申請内容に変更がない限り、有効期限なし

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該物品の原産品判定を受けておく⇒「原産品判定番号」を取得しておく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

輸入締約国の輸入業者に送付  
業者は税関に提出、特恵税率で通関

詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照  
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html>

## 関税率を調べる

- ★ 当該物品のHSコードを確認する
  - HSコードとは・・・すべての貿易品目の分類に用いられる世界統一番号
  - HSコードが分からない時は税関に問い合わせる(12頁参照)
- ★ HSコードから各国の(現在の)特恵関税率を調べる  
協定附属書1(譲許表)から調べる。その他以下の調べ方がある。
  - 日本の関税率  
税関のウェブサイトから調べる(最新版実行関税率表)
  - フィリピンなど世界各国の関税率  
ジェトロ・ウェブサイトでユーザー登録をして、「WorldTariff」(データベース)から調べる(16頁参照)
- ★ 段階的引き下げ品目の来年度以降の特恵関税率は外務省ウェブサイトにある協定附属書1(譲許表)から調べる(18頁以降参照)
  - 表の4欄に「A」とある品目は発効日に関税撤廃
  - 「B」の品目は毎年均等な引き下げ・・・発効日に最初の引き下げが行われ、その後、日本側、フィリピン側ともは毎年4月1日に引き下げられる。

## (参考) 関税分類番号(HSコード)の特定

### ★正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、まず正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。EPAを利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているため、要注意。

### ★関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。このHS条約は1988年1月から発効しており、2017年7月現在155カ国・地域が加盟、HS適用国(含HS条約非加盟国など)は208カ国・地域にのぼる。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

### ★関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で規定されている。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.20⇒号 統計品目番号(さくらんぼの例) 0802.20-000

### ★取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

(1) 日本から輸出の場合: 6頁参照

(2) 日本への輸入の場合: 7頁参照

(注) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。

「関税分類(税番)や関税率などについての照会」

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

「事前教示制度(品目分類関係)」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

「事前教示回答(品目分類)の公開について」

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm)

「輸入貨物の品目分類事例」

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei\\_index.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm)

「関税率表解説・分類例規」で調べてみる

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

## (参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

### ★ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。2017年1月1日より関税定率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などは2017年版HSコードに基づく表記に改定されている。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

### ★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。(6-7頁参照)

参考資料:

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 税関「関税分類の概要」           | <a href="http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm">http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm</a> |
| 税関「輸出統計品目表2017年版」     | <a href="http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7">http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7</a>   |
| 税関「実行関税率表2017年5月16日版」 | <a href="http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/">http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/</a>   |
| 税関「輸出入手続きの便利な制度」      | <a href="http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a">http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a</a>                               |
| 税関「輸入申告書」             | <a href="http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf">http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf</a>               |
| 税関「輸入申告書記載要領」         | <a href="http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf">http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf</a>             |
| ジェトロ「事前教示制度:フィリピン」    | <a href="https://www.jetro.go.jp/world/qa/J-150802.html">https://www.jetro.go.jp/world/qa/J-150802.html</a>                                     |

HSコードに関してのお問い合わせは下記税関担当部署(関税監査官/税関相談官)にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261  
横浜税関:045-212-6156 /045-212-6000  
大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001  
門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372  
沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099

東京税関:03-3529-0700  
名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100  
神戸税関:078-333-3118/078-333-3100  
長崎税関:095-828-8669/095-828-8619

# 日本の実行関税率表

## 財務省関税局 実行関税率表(2016年6月版)

[http://www.customs.go.jp/tariff/2016\\_6/index.htm](http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm)



| 統計番号<br>Statistical code | 品名<br>Description   | 関税率 (Tariff rate) |                 |              |           |             |                     |                |                   |             |                |                     |                |       |                      |                   |                  |              |             | 単位<br>Unit           |                                       |    |    |
|--------------------------|---|-------------------|-----------------|--------------|-----------|-------------|---------------------|----------------|-------------------|-------------|----------------|---------------------|----------------|-------|----------------------|-------------------|------------------|--------------|-------------|----------------------|---------------------------------------|----|----|
|                          |   | 基本<br>General     | 暫定<br>Temporary | WTO協定<br>WTO | 特恵<br>GSP | 特別特恵<br>LDC | シンガポール<br>Singapore | メキシコ<br>Mexico | マレーシア<br>Malaysia | チリ<br>Chile | タイ<br>Thailand | インドネシア<br>Indonesia | ブルネイ<br>Brunei | ASEAN | フィリピン<br>Philippines | スロバキア<br>Slovakia | ベトナム<br>Viet Nam | インド<br>India | ペルー<br>Peru | オーストラリア<br>Australia | モンゴル<br>Mongolia                      | I  | II |
|                          | 2 その他のもの  |                   |                 |              |           |             |                     |                |                   |             |                |                     |                |       |                      |                   |                  |              |             |                      |                                       |    |    |
| 210                      | ① 鞍馬(鞍馬の鞍馬の鞍馬以外の用途に供するものであり、かつ、鞍馬しな(しな)のものである旨が命令で定めるところにより証明されたものに限る。) | 無税                |                 | (無税)         |           |             | 無税                  | 無税             | 無税                | 無税          | 無税             | 無税                  | 無税             | 無税    | 無税                   | 無税                | 無税               | 無税           | 無税          | 無税                   | 無税                                    |    | NO |
| 290                      | ② その他のもの  | 4,000,000円/頭      |                 | 3,400,000円/頭 | 無税        |             |                     |                |                   |             |                |                     |                |       |                      |                   |                  |              |             |                      | 関税割当数量<br>を以てのも<br>の1頭につき<br>276,25万円 |    | NO |
| 010.29                   | その他のもの  |                   |                 |              |           |             |                     |                |                   |             |                |                     |                |       |                      |                   |                  |              |             |                      |                                       |    |    |
| 100                      | 1 鞍馬以外のものである旨が命令で定めるところにより証明されたもの                                       | 無税                |                 | (無税)         |           |             | 無税                  | 無税             | 無税                | 無税          | 無税             | 無税                  | 無税             | 無税    | 無税                   | 無税                | 無税               | 無税           | 無税          | 無税                   | 無税                                    | 無税 | NO |
|                          | 2 その他のもの  |                   |                 |              |           |             |                     |                |                   |             |                |                     |                |       |                      |                   |                  |              |             |                      |                                       |    |    |
| 210                      | ① 鞍馬(鞍馬の鞍馬の鞍馬以外の用途に供するものであり、かつ、鞍馬しな(しな)のものである旨が命令で定めるところにより証明されたものに限る。) | 無税                |                 | (無税)         |           |             | 無税                  | 無税             | 無税                | 無税          | 無税             | 無税                  | 無税             | 無税    | 無税                   | 無税                | 無税               | 無税           | 無税          | 無税                   | 無税                                    | 無税 | NO |
| 290                      | ② その他のもの  | 4,000,000円/頭      |                 | 3,400,000円/頭 | 無税        |             |                     |                |                   |             |                |                     |                |       |                      |                   |                  |              |             |                      |                                       |    | NO |
| 010.20000                | ろ馬  | 無税                |                 | (無税)         |           |             | 無税                  | 無税             | 無税                | 無税          | 無税             | 無税                  | 無税             | 無税    | 無税                   | 無税                | 無税               | 無税           | 無税          | 無税                   | 無税                                    | 無税 | NO |
| 010.80000                | その他のもの  | 無税                |                 | (無税)         |           |             | 無税                  | 無税             | 無税                | 無税          | 無税             | 無税                  | 無税             | 無税    | 無税                   | 無税                | 無税               | 無税           | 無税          | 無税                   | 無税                                    | 無税 | NO |

出所: 関税局ウェブサイト

## 関税の種類（日本の場合）

|                     |  |
|---------------------|--|
| 基本税率                | 協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用   |
| WTO協定税率             | WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの製品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率（協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される）   |
| 一般特惠税率<br>（GSP税率）   | 開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国（特惠受益国）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用する制度（GSP: Generalized System of Preferences）特惠原産地証明書（Form A）が必要 |
| 特別特惠税率<br>（LDC税率）   | 特惠受益国のうち、後発開発途上国（LDC）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書（Form A）の提出が必要。関税暫定措置法で定められている  |
| 協定特惠税率<br>（EPA特惠税率） | 日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAの協定税率  |

|     | 協定  | 非協定                        |
|-----|---|----------------------------|
| 特惠  | EPA特惠税率<br>（対：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル） | 一般特惠（GSP）税率<br>特別特惠（LDC）税率 |
| 非特惠 | WTO協定税率   | 基本税率                       |

出所：税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

## 日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

|                 |                 |                  |   |         |
|-----------------|-----------------|------------------|---|---------|
| 協定税率が設定されている品目  | 暫定税率が設定されている品目  | 暫定税率 > 協定税率である品目 | ⇒ | 協定税率を適用 |
|                 |                 | 暫定税率 ≤ 協定税率である品目 | ⇒ | 暫定税率を適用 |
|                 | 暫定税率が設定されていない品目 | 基本税率 > 協定税率である品目 | ⇒ | 協定税率を適用 |
|                 |                 | 基本税率 ≤ 協定税率である品目 | ⇒ | 基本税率を適用 |
| 協定税率が設定されていない品目 | 暫定税率が設定されている品目  |                  | ⇒ | 暫定税率を適用 |
|                 | 暫定税率が設定されていない品目 |                  | ⇒ | 基本税率を適用 |

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

# ジェトロ・ウェブサイトからフィリピンの関税率を調べる

## 世界各国の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

初めての方は WorldTariff のユーザー登録が必要

⇒ ジェトロ・ウェブサイトでユーザーIDとパスワードが(即)取得可

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 | サービス | 国・地域別に見る | 目的別に見る | 産業別に見る

目別に見る > 輸出 > 世界各国の関税率

### 輸出

輸出のコンテンツ一覧

## 世界各国の関税率

このページを印刷する

米国 FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

### ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページに必ずご確認ください。

### 収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。[詳しく見る](#)

### 初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。[詳しく見る](#)

### 登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。「利用方法」をご確認ください。[検索画面へ](#)

My Profile | Support | Locations | English | Search or tracking number

FedEx Shipping Tracking Manage Learn FedEx Office

## WorldTariff®

Global trade. Optimized.  
Your source for international customs duty and tax information.

- Home
- About WorldTariff
- Register
- Testimonials

### WorldTariff®

Access up-to-date global trade tariff information at your fingertips and in English. WorldTariff helps you navigate the complexities of international trade easily and affordably.

Registered WorldTariff Users

Need to Register?

ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID

パスワード

パスワードをお忘れの場合 [ログイン](#)

News

Canada Post Corporation Issues a 72-Hour Lock-Out Notice

More News

Contact Us

WorldTariff Customer Service  
(24 hours a day, 7 days a week)  
1 866.268.7602  
ftinfo@fedex.com

U.S. Headquarters  
FedEx Trade Networks  
6075 Poplar Ave, Suite 300  
Memphis, TN 38119

New and convenient payment options now available. Register now to access comprehensive duty and tax data for over 175 customs areas. [Learn More](#)



# WorldTariffの画面

国名、品目 (HSコード) を選択しSubmitをクリック

WorldTariff<sup>SM</sup> HS Number Search

仕向け国 輸出先: Philippines

品目: 94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed

項: 9405 - LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND SPOTLIGHTS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND SPOTLIGHTS INCLUDED; ILLUMINATED NAME-PLATES AND THE LIKE; PREFABRICATED BUILDINGS

Submit

Philippines - Chapter 94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated signs, illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings

| HS Number  | Description   | UOM | MFN |
|------------|---|-----|-----|
| 9405       | LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND SPOTLIGHTS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND SPOTLIGHTS INCLUDED; ILLUMINATED NAME-PLATES AND THE LIKE; PREFABRICATED BUILDINGS |     |     |
| 9405.10.20 | Chandeliers those of a kind used for lighting public open spaces or thoroughfares; -- Lamps for lighting public open spaces or thoroughfares; -- Other: -- Spotlights           |     |     |
| 9405.10.30 | Spotlights  |     |     |
| 9405.10.40 | Lamps for lighting public open spaces or thoroughfares  |     |     |
| 9405.10.90 | Other   |     |     |
| 9405.20.10 | Lamps for lighting public open spaces or thoroughfares  |     |     |
| 9405.20.90 | Other   |     |     |
| 9405.30.00 | Lighting sets   |     |     |
| 9405.40.20 | Searchlights  |     |     |
| 9405.40.40 | Other spotlights  |     |     |
| 9405.40.50 | Of a kind used for lighting public open spaces or thoroughfares   |     |     |
| 9405.40.60 | Other extinguishers   |     |     |
| 9405.40.70 | Non-flash extinguishers   |     |     |
| 9405.40.80 | Pilot lamp heading devices  |     |     |
| 9405.40.91 | Fiber-optic lamps   |     |     |
| 9405.40.99 | Other   |     |     |
| 9405.50.10 | Of a kind used for lighting public open spaces or thoroughfares   |     |     |

品目別規則

- ①MFNと特惠関税を比較して低い方が表示される
- ②どの税率を適用しているかが表示される MFN税率 (Most-Favored Nation Treatment・・・最恵国待遇)

WorldTariff<sup>SM</sup> HS Number Search

仕向け国 輸出先: Philippines

品目: 94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed

項: 9405 - LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND SPOTLIGHTS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND SPOTLIGHTS INCLUDED; ILLUMINATED NAME-PLATES AND THE LIKE; PREFABRICATED BUILDINGS

Submit

Philippines - Chapter 94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated signs, illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings

輸入に課されるその他の税

| Name       | Tax Rate   |
|------------|--|
| VAT        | 12%  |
| Import Fee | See table to PHP value of shipment: PHP 500 - over PHP 250,000 to 300,000 (Dutiable value of shipment) PHP 750 - over PHP 500,000 to 750,000 (Dutiable value of shipment) PHP 1,000 - over PHP 750,000 (Dutiable value of shipment). |

譲許表

| Country of Origin | Duty Rate | Rate Description                                 |
|-------------------|-----------|--|
| Albania           | 10%       | MFN Applied                                      |
| Algeria           | 10%       | MFN Applied                                      |
| Angola            | 10%       | MFN Applied                                      |
| Argentina         | 10%       | MFN Applied                                      |
| Armenia           | 10%       | MFN Applied                                      |
| Australia         | 5%        | ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Agreement |
| Bahamas           | 10%       | MFN Applied                                      |
| Bahrain           | 10%       | MFN Applied                                      |
| Japan             | 5%        | Japan Philippines Economic Partnership Agreement |
| Jordan            | 10%       | MFN Applied                                      |
| Kazakhstan        | 10%       | MFN Applied                                      |
| Kenya             | 10%       | MFN Applied                                      |

HSコードをクリックすると輸出国ごとに最も低い税率が調べられる

# 来年度以降の(EPA)特恵税率は譲許表で調べる...

## 外務省

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/philippines/jyobun.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/jyobun.html)



トップページ>外交政策>経済

### 経済

協定全文

日本側  
譲許表

品目別  
原産地規則

### 日・フィリピン経済連携協定

- ▶ [和文テキスト\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書一\(第二章関係\) 第十八条に関する表\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書二\(第三章関係\) 品目別規則\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書三\(第三章関係\) 原産地証明書の必要的記載事項\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書四\(第六章関係\) 第六十一条に関する分野別付属書\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書五\(第七章関係\) 金融サービス\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書六\(第七章関係\) 特定の約束に係る表及び最恵国待遇の免除に係る表\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書七\(第八章関係\) 現行及び将来の措置に関する留保\(PDF\)](#)
- ▶ [附属書八\(第九章関係\) 自然人の移動に関する特定の約束\(PDF\)](#)
- ▶ [英文テキスト](#)
- ▶ [「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第十二条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極\(PDF\)」](#)

#### 和文テキスト(PDF)

[附属書一\(第二章関係\) 第18条に関する表 \(PDF\)](#)

[附属書二\(第三章関係\) 品目別規則\(PDF\)](#)

[附属書三\(第三章関係\) 原産地証明書の必要的記載事項\(PDF\)](#)

[附属書四\(第六章関係\) 第61条に関する分野別付属書\(PDF\)](#)

[附属書五\(第七章関係\) 金融サービス\(PDF\)](#)

[附属書六\(第七章関係\) 特定の約束に係る表及び最恵国待遇の免除に係る表\(PDF\)](#)

[附属書七\(第八章関係\) 現行及び将来措置に関する留保\(PDF\)](#)

[附属書八\(第九章関係\) 自然人の移動に関する特定の約束\(PDF\)](#)

#### 英文テキスト

[「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第十二条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極\(PDF\)」](#)

フィリピン側譲許表  
Annex 278頁以降

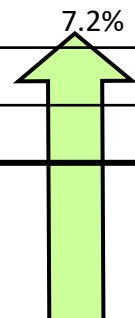
## フィリピンの特惠税率はフィリピン譲許表に記載 (英文テキストの278～520頁)

| Column 1           | Column 2  | Column 3  | Column 4          | Column 5 |
|--------------------|---|-----------|-------------------|----------|
| Tariff Item Number | Description of Goods  | Base Rate | Category          | Note     |
| 08.04              | Dates, figs, pineapples, avocados, guavas, mangoes and mangos teens, fresh or dried.                                      |           |                   |          |
| 0804.10            | - Dates   |           | A                 |          |
| 0804.20            | - Figs  | 3%        | B5                |          |
| 0804.30            | -Pineapples:<br>Fresh:<br>Weighing less than 900g as a whole, not peeled<br>whether or not crowned<br><br>Other<br>Dried: | 7.2%      | Q<br><br>X<br>B10 | 7        |
| 0804.40            | -Avocados   |           | A                 |          |
| 0804.50            | -Guavas, mangoes and mangos teens   |           | A                 |          |

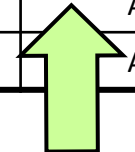


日本語の品目名は輸出統計品目表などで確認

当該品目のHSコード(上6桁は各国共通)  
輸出実績があれば過去のHSコードを確認  
輸出実績が無ければ輸入者を通じて輸入国  
税関に問い合わせる(詳細は12頁参照)



基準税率  
必ずしもMFN税率に一致しない  
必ず最新のMFN税率も確認する



撤廃までのスケジュール  
次頁以降参照

注釈

23頁以降参照

## 譲許表4欄(区分)-1

| 4欄             | 内 容  | 備 考  |
|----------------|--|--|
| A              | 協定の発効日に関税を撤廃   | 即時関税撤廃品目   |
| B <sub>n</sub> | 協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税引き下げ、基準税率から「n+1回」で撤廃   | 段階的関税引き下げ後、関税撤廃品目 n=3、4、5、7、10、15<br>初回引き下げ:協定発効日、次回以降毎年4月1日に引き下げ            |
| B4             | 協定発効日から基準税率から無税まで毎年均等な関税引き下げにより関税撤廃。最終引き下げは2010年1月1日(関税撤廃)                           | 段階的関税引き下げ後、関税撤廃品目<br>初回引き下げ:協定発効日、次回以降:4月1日、<br>最終引き下げ:2010年1月1日(フィリピン譲許表のみ) |
| B4*            | 協定発効日から2004年1月1日において当該品目に適用された実行最恵国税率(基準税率)を適用、2010年1月1日に関税撤廃                        | フィリピン譲許表のみ   |
| B4**           | 協定発効日から2003年12月31日において当該品目に適用された実行最恵国税率(基準税率)を適用、5年目の初日に関税撤廃                         | フィリピン譲許表のみ   |
| B5*            | 協定発効日から2003年12月31日において当該品目に適用された実行最恵国税率(基準税率)を適用、基準税率から無税までの5回の毎年均等な関税引き下げ           | 2年目以降の引き下げ日:毎年の初日(4月1日)<br>フィリピン譲許表のみ  |
| B5**           | 協定発効日から2003年12月31日において当該品目に適用された実行最恵国税率(基準税率)を適用6年目の初日に関税撤廃                          | フィリピン譲許表のみ   |
| B10*           | 協定発効日から2003年12月31日において当該品目に適用された実行最恵国税率(基準税率)を適用、基準税率から無税までの10回の毎年均等な関税引き下げ          | 2年目以降の引き下げ日:毎年の初日(4月1日)<br>フィリピン譲許表のみ  |
| B10**          | 協定発効日から2003年12月31日において当該品目に適用された実行最恵国税率(基準税率)を適用し、6年目から行われる基準税率から無税までの6回の毎年均等な関税引き下げ | 6年目以降の引き下げ日:毎年の初日(4月1日)<br>フィリピン譲許表のみ  |

## 譲許表4欄(区分)-2

| 4欄 | 内 容                                     | 備 考   |
|----|---|---|
| P  | 日本側の表第5欄の注釈に定める条件に従い協定の発効日から段階的に関税を引き下げ | 段階的関税引き下げ品目：トマトケチャップ、パイナップルジュース等  |
| Q  | 関税割当(日本側の譲許表のみ)                         | 日本側譲許表の第5欄の注釈の条件に従う<br>関税割当品目：鶏肉(骨付きもも以外)、生鮮パイナップル(900g未満)、豚肉調製品の一部、糖みつ(飼料用以外)、アイスクリーム等 |
| S  | フィリピン側の第5欄の注釈の条件に従って関税を撤廃もしくは削減         | 段階的関税引き下げ撤廃品目<br>段階的関税削減品目<br>関税割当品目  |
| R  | 協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉                  | 再交渉品目   |
| X  | 関税撤廃等の譲許なし                              | 除外品目：米麦調製品、水産IQ品等   |

(注)財務省関税局経済連携室「日本・フィリピン経済連携協定について」  
経済産業省経済連携課「日フィリピン経済連携協定について」より一部抜粋

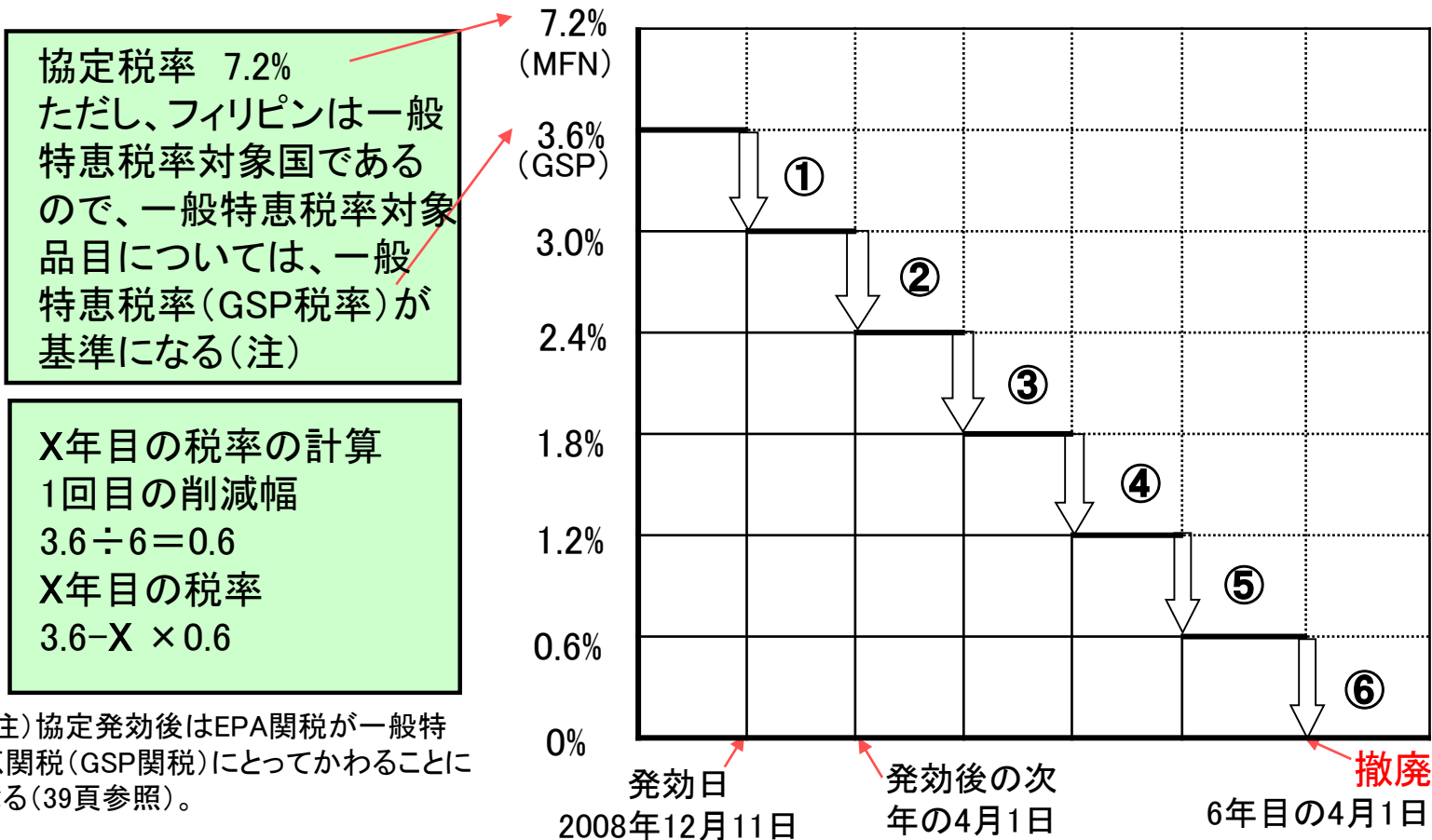
## 「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例) インスタントカレー・その他のカレー調製品 HS2103.90

日本側譲許・・・B5(5年6回の毎年均等な引き下げによる関税撤廃)

協定税率(MFN税率)・・・7.2%

特惠税率(一般特惠税率)・・・3.6%



協定税率 7.2%  
 ただし、フィリピンは一般特惠税率対象国であるので、一般特惠税率対象品目については、一般特惠税率(GSP税率)が基準になる(注)

X年目の税率の計算  
 1回目の削減幅  
 $3.6 \div 6 = 0.6$   
 X年目の税率  
 $3.6 - X \times 0.6$

(注) 協定発効後はEPA関税が一般特惠関税(GSP関税)にとってかわることになる(39頁参照)。

## フィリピン側譲許表5欄(注釈)

| 5欄 | フィリピンの譲許スケジュールに関する注釈   |
|----|--|
| 1  | 協定発効後4年目に再交渉   |
| 2  | (a) 関税割当: 1年目175千トン、2年目187.5千トン、3年目200千トン、枠内税率: 無税<br>(b) 輸入締約国は輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う<br>(c) 3年目およびその後3年ごとに後の関税割当数量について交渉する。ただし、交渉の年の割当数量を下回らないこと。合意できない場合は合意できるまで交渉した年の割当数量を適用する<br>(d) 枠外税率: 輸入時の最恵国税率(MFN税率)か、7.0%のいずれか低い税率。枠外税率は3年目およびその後3年ごとに後の税率について交渉する。ただし、交渉の年の税率を上回らないこと。合意できない場合は合意できるまで当該項の税率(輸入時のMFN税率か7.0%のいずれか低い税率)を適用する 対象品目: 熱延鋼板(HS7208、HS7211)、冷延鋼板(HS7209、HS7211)、錫メッキ鋼板(HS7210.11、HS7210.12、HS7212.10) |
| 3  | (a) 第4欄の関税に加えて、2005年4月4日付けEO0418の附属書Aの税率を適用する。ただし、EO0418はこの注釈が適用される原製品のうち中古自動車について改定されることがある<br>(b) EO0418の改訂はフィリピンの通常の国内手続きに従って行われるが、日本側には公表の60日前に通知する<br>(c) いずれかの締約国の要求により、両締約国は中古自動車に関するマーケット・アクセス・条件等の課題に関する交渉ができる<br>対象品目: 中古車   |
| 4  | (a) (i) EO0262に記載されていない原製品の輸入関税は協定発効日から撤廃する<br>(ii) EO0262に記載されている原製品の関税は次の様に撤廃する<br>(aa) 協定発効日からEO0252に従い輸入時に適用されMFN税率 (bb) 2010年1月1日から無税、これらの規定にかかわらず、輸入締約国の要求により、両締約国は原製品の関税撤廃延期について交渉し、関税撤廃のスケジュールについて合意することとする。協議は2009年以降始めるものとする。交渉が合意に至るまでは(aa)の関税率とし、関税撤廃は2013年1月1日より遅くならないものとする<br>(b) 上記(a)の規定の目的のため、輸入締約国は国内法の手続きに従い、EO0262の改訂を行う。輸入締約国は前もって改訂について輸出締約国に通知し、改訂の公聴会を行う場合も、事前に通知する  |
| 5  | (a) 第4欄の表記にもかかわらず、この注釈で適用される原製品の関税は次の様に撤廃される<br>(i) 協定発効日からEO0262に従って輸入時に適用されるMFN税率 (ii) 2010年1月1日から関税撤廃する、これらの規定にかかわらず、輸入締約国の要求により、両締約国は原製品の関税撤廃延期について交渉し、関税撤廃のスケジュールについて合意することとする。交渉は2009年以降始めるものとする。交渉が合意に至るまでは(i)の関税率とし、関税撤廃は2013年1月1日より遅くならないものとする<br>(b) 上記(a)の規定の目的のため、輸入締約国は国内法の手続きに従い、EO0262の改訂を行う。輸入締約国は前もって改訂について輸出締約国に通知し、改訂の公聴会を行う場合も、事前に通知する   |
| 6  | 関税率は次の通り引き下げを行う (i) 協定発効日から23.0% (ii) 2009年1月1日から20.0% 両締約国は関税率の更なる引き下げまたは関税撤廃について再交渉し、その引き下げや撤廃のスケジュールについて合意する。再交渉は2009年以降行われ、交渉が合意に達するまで関税率は上記(ii)に記載されている率とする   |

フィリピンExecutive Order 262 <http://www.tariffcommission.gov.ph/eo-262>

フィリピンExecutive Order 418 <http://www.tariffcommission.gov.ph/eo-418>

ジェトロ・貿易投資相談課

## フィリピン側譲許表5欄(注釈)-2

| 5欄 | フィリピンの譲許スケジュールに関する注釈  |
|----|---|
| 7  | <p>(a) 関税は次のように撤廃する<br/>           (i) 協定発効日から30.0% (ii)2010年1月1日に関税撤廃、これらの規定にかかわらず、輸入締約国(フィリピン)の要求により、両締約国は原産品の関税撤廃延期について交渉し、関税撤廃のスケジュールについて合意するものとする。その交渉は2009年以降に行われるものとする。交渉が合意に至るまでは(i)の関税率とし、関税撤廃は2013年1月1日より遅くならないものとする<br/>           (b) (a)項の関税撤廃に関する交渉開催要求は次の条件で行う。その条件とは2005年12月31日から交渉開催が要求される時までの期間内にシリンダー容量が3000ccを超える乗用自動車分野の新企業経営のための投資がフィリピンで実際行われること。ただし、その投資は次のいずれかの形態でおこなわれること (i)生産拡大 (ii)新型車導入 (iii)新規生産ライン導入<br/>           輸締約国は前もって、または、要求する時、条件の達成について情報を輸出締約国に提供する<br/>           Note 1「企業経営」とは1995年3月13日付けバスに関する投資コードとして知られているEO0226を履行するためのルールと規則のPart IのRule IのSection 1の中のものに帰する<br/>           Note 2「拡大」とはフィリピンの2004投資優先計画のPat IIのSection VIIの paragraph 2にあるものに帰する<br/>           Note 3「新型車」とは現行モデルから車体シャーシとホイールベース形状の変更に加え、少なくとも次の1つの使用に変化のあるモデルを意味する。(a)エンジンのシリンダー容量、(b)エンジンタイプ(ディーゼルかガソリンか) (c)ドライブラインスペック(例えば、2WDか4WDか、オートマチックトランスミッションかマニュアルトランスミッションか)<br/>           Note 4「新規生産ライン」とは現在の建物の外、あるいは、隣接した場所、ないしはその混合状態の場所に計画された全く新規の生産ラインの設立を意味する</p> |
| 8  | <p>関税は次のとおり撤廃する。<br/>           (i) 協定発効日から23.0% (ii) 2009年1月1日から20.0% (iii) 2010年1月1日に関税撤廃<br/>           これらの規定にかかわらず、輸入締約国(フィリピン)の要求により、両締約国は原産品の関税撤廃延期について交渉し、関税撤廃のスケジュールについて合意するものとする。交渉は2009年以降に要求され、行われるものとする。交渉が合意に至るまでは(ii)の関税率とし、関税撤廃は2013年1月1日より遅くならないものとする</p>  |
| 9  | <p>関税は次のとおり撤廃する。<br/>           (i) 協定発効日から17.0% (ii) 2009年1月1日から15.0% (iii) 2010年1月1日に関税撤廃<br/>           これらの規定にかかわらず、輸入締約国(フィリピン)の要求により、両締約国は原産品の関税撤廃延期について交渉し、関税撤廃のスケジュールについて合意するものとする。交渉は2009年以降に要求され、行われるものとする。交渉が合意に至るまでは(ii)の関税率とし、関税撤廃は2013年1月1日より遅くならないものとする</p>  |
| 10 | <p>関税は次のとおり撤廃する。<br/>           (i) 協定発効日から12.0% (ii) 2009年1月1日から10.0% (iii) 2010年1月1日に関税撤廃<br/>           これらの規定にかかわらず、輸入締約国(フィリピン)の要求により、両締約国は原産品の関税撤廃延期について交渉し、関税撤廃のスケジュールについて合意するものとする。交渉は2009年以降に要求され、行われるものとする。交渉が合意に至るまでは(ii)の関税率とし、関税撤廃は2013年1月1日より遅くならないものとする</p>  |



## 日本側譲許表5欄(注釈)-1

| 5欄 | 日本の譲許スケジュールに関する注釈   |
|----|---|
| 1  | 再交渉、再交渉時期は協定発効後5年目または世界貿易機関の多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年のいずれか早い年とする<br>対象品目：牛肉・豚肉の一部、マグロの一部、とうもろこし・澱粉の一部、チーズ、植物油、菓子類等  |
| 2  | <p>(a) 関税割当：1年目3,000トン、2年目4,000トン、3年目5,000トン、4年目6,000トン、5年目7,000トン</p> <p>(b) 枠内税率：8.5%</p> <p>(c) 関税割当は輸入締約国(日本)が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う</p> <p>(d) 5年目に5年目終了後の合計割当数量、枠内税率及び枠外税率について協議する。ただし、両締約国間で合意できない場合は合意できるまで5年目の合計割当数量および枠内税率を適用する</p> <p>(e) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が5年目の初日より早い場合には、両締約国はドーハ・ラウンド終了の年に、その翌年以降の合計割当数量、枠内税率および枠外税率について交渉する。両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する</p> <p>(i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から5年目までにおいては(a)および(b)の合計割当数量および枠内税率</p> <p>(ii) 6年目以降の年には、5年目の合計割当数量および枠内税率</p> <p>対象品目：鶏肉(骨付きのもの以外)</p> |
| 3  | 再交渉、再交渉時期は協定発効後3年目または世界貿易機関の多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年のいずれか早い年とする<br>対象品目：鶏肉(骨付きのもの)   |
| 4  | 関税率は協定発効日から行われる25.5%から20.4%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減<br>対象品目：加圧容器入りホイップト・クリーム(無糖)   |
| 5  | 関税率は協定発効日から行われる15.0%から13.5%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減<br>対象品目：カッサバ芋の粉およびミールのペレット(飼料用以外)  |
| 6  | 関税率は協定発効日から行われる11回の毎年均等な引き下げにより次のとおり削減す<br>(i) 毎年4月1日から同年9月30日までに輸入される原産品は10%から8%まで削減する<br>(ii) 毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入される原産品は20%から18%まで削減する<br>対象品目：生鮮バナナ(小バナナ種以外)   |
| 7  | <p>(a) 関税割当：1年目1,000トン、2年目1,200トン、3年目1,400トン、4年目1,600トン、5年目1,800トン</p> <p>(b) 枠内税率は無税</p> <p>(c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う</p> <p>(d) 5年目に5年目の終了後の合計割当数量、枠内税率および枠外税率について交渉する。但し両締約国間で合意できない場合は合意できるまで5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する</p> <p>(e) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が5年目の初日より早い場合には、両締約国はドーハ・ラウンド終了の年に、その翌年以降の合計割当数量、枠内税率および枠外税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する</p> <p>(i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から5年目までにおいては(a)の合計割当数量および枠内税率</p> <p>(ii) 6年目以降の年には、5年目の合計割当数量および枠内税率</p> <p>対象品目：生鮮パイナップル(900g未満)</p>    |

## 日本側譲許表5欄(注釈)-2

| 5欄 | 日本の譲許スケジュールに関する注釈  |
|----|--|
| 8  | <p>関税率は協定発効日から行われる21.3%から17.0%までの6回の毎年均等な引き下げにより削減<br/> 対象品目: ミルクの調製食料品(加圧容器入りホイップド・クリーム(無糖)、落花生調製品(ピーナッツバター以外)等</p>   |
| 9  | <p>(a) 関税割当: 1年目100トン、2年目200トン、3年目300トン、4年目400トン、5年目: 500トン<br/> (b) 枠内税率: 協定発効日から9%、9%から8%までの4回の毎年均等な引き下げによりさらに削減。毎年の引き下げは2年目から5年目までの各年の初日に行う<br/> (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う<br/> (d) 5年目に5年目の終了後の合計割当数量、枠内税率および枠外税率について交渉する。ただし、両締約国間で合意できない場合は、合意できるまで5年目の合計割当数量および枠内税率を適用する<br/> (e) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が5年目の初日より早い場合には、両締約国はドーハ・ラウンド終了の年にその翌年以降の合計割当数量、枠内税率および枠外税率について交渉する。両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する<br/> (i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から5年目までにおいては(a)および(b)の合計割当数量および枠内税率<br/> (ii) 6年目以降の年には、5年目の合計割当数量および枠内税率<br/> 対象品目: ソーセージ等</p>                      |
| 10 | <p>関税率は協定発効日から19.2%、19.2%から17.0%までの5回の毎年均等な引き下げによりさらに削減し。毎年の引き下げは2年目から6年目までの各年の初日に行う。 対象品目: 肉類調製品(牛または豚の肝臓)</p>  |
| 11 | <p>関税率は協定発効日から行われる3.0%から2.4%までの6回の毎年均等な引き下げにより削減<br/> 対象品目: 肉類調製品(牛または豚以外の肝臓、気密容器入り)</p>   |
| 12 | <p>関税率は協定発効日から行われる6.0%から4.8%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減<br/> 対象品目: 肉類調製品(牛または豚以外の肝臓、気密容器入り以外)</p>  |
| 13 | <p>(a) 関税割当: 1年目400トン、2年目600トン、3年目800トン、4年目1,000トン、5年目1,200トン<br/> (b) 枠内税率: 協定発効日から18%、18%から16%まで4回の毎年均等な引き下げによりさらに削減。毎年の引き下げは2年目から5年目までの各年の初日に行う<br/> (c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う<br/> (d) 5年目に5年目の終了後の合計割当数量、枠内税率および枠外税率について交渉する。ただし、両締約国間で合意できない場合は、合意できるまで5年目の合計割当数量および枠内税率を適用する<br/> (e) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が5年目の初日より早い場合には、両締約国はドーハ・ラウンド終了の年にその翌年以降の合計割当数量、枠内税率および枠外税率について交渉する。両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する<br/> (i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から5年目までにおいては(a)および(b)の合計割当数量および枠内税率<br/> (ii) 6年目以降の年には、5年目の合計割当数量および枠内税率<br/> 対象品目: 豚肉調製品(ハム、ベーコン、プレスハム等以外)</p> |

## 日本側譲許表5欄(注釈)-3

| 5欄 | 日本の譲許スケジュールに関する注釈   |
|----|---|
| 14 | 関税率は協定発効日から19.2%、19.2%から14.9%までの5回の毎年均等な引き下げによりさらに削減。毎年引き下げは2年目から6年目までの各年の初日に行う。対象品目:コンビーフ  |
| 15 | (a) 3年目から関税割当:3年目300トン、4年目400トン<br>(b) 枠内税率:3年目の初日から17.65円/kg<br>(c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う<br>(d) 4年目に4年目の終了後の合計割当数量、枠内税率について交渉する。ただし、両締約国間で合意できない場合は合意できるまで4年目の合計割当数量および枠内税率を適用する。<br>対象品目:甘しゃ糖(粗糖)(含みつ糖)(小売用の容器入り)  |
| 16 | 4年目に再交渉 対象品目:甘しゃ糖(粗糖)(分みつ糖)の一部  |
| 17 | (a) 3年目から関税割当:3年目2,000トン、4年目3,000トン<br>(b) 枠内税率:3年目の初日から7.65円/kg<br>(c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う<br>(d) 4年目に4年目の終了後の合計割当数量、枠内税率について交渉する。ただし、両締約国間で合意できない場合は合意できるまで4年目の合計割当数量および枠内税率を適用する。対象品目:甘しゃ糖みつ(飼料用以外)  |
| 18 | 関税率は協定発効日から行われる4.5%から4.1%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減<br>対象品目:麦芽エキス  |
| 19 | 関税率は協定発効日から行われる13.4%から12.1%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減<br>対象品目:えんどう調製品(冷凍していないもの、さや付)(無糖)   |
| 20 | 関税率は協定発効日から行われる23.8%から19.0%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減<br>対象品目:落花生調製品(ピーナッツバターを除く)(加糖)  |
| 21 | 関税率は協定発効日から行われる23.0%から20.7%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減<br>対象品目:パイナップルジュース(加糖)(しよ糖含有量10%以下)  |
| 22 | 関税率は次の規定に従って削減<br>(i) 協定発効日から29.3%(その率が22.62円/kgの従量税率より低いときは当該従量税率)<br>(ii) 2年目の初日から28.8%(その率が22.23円/kgの従量税率より低いときは当該従量税率)<br>(iii) 3年目の初日から28.3%(その率が21.85円/kgの従量税率より低いときは当該従量税率)<br>(iv) 4年目の初日から27.8%(その率が21.47円/kgの従量税率より低いときは当該従量税率)<br>(v) 5年目の初日から27.3%(その率が21.08円/kgの従量税率より低いときは当該従量税率)<br>(vi) 6年目の初日から26.8%(その率が20.70円/kgの従量税率より低いときは当該従量税率)<br>対象品目:パイナップルジュース(加糖)(しよ糖含有量10%超) |

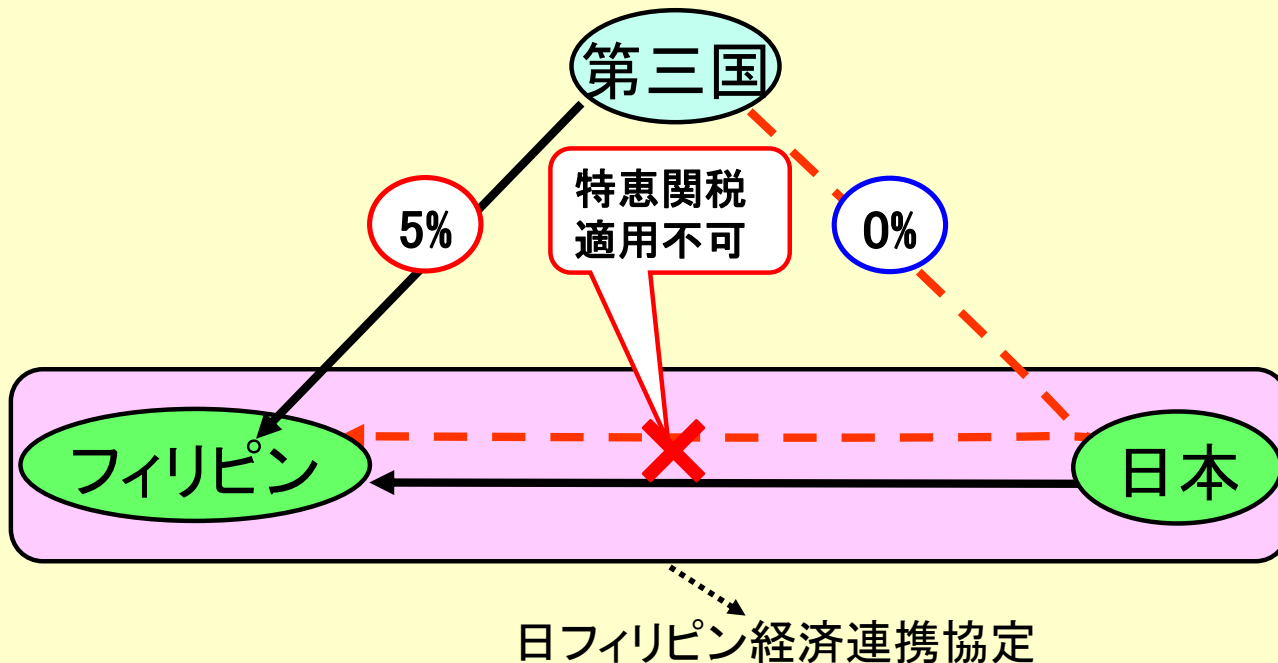
## 日本側譲許表5欄(注釈)-4

| 5欄 | 日本の譲許スケジュールに関する注釈   |                              |
|----|---|------------------------------|
| 23 | 関税率は協定発効日から行われる19.1%から17.2%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減<br>対象品目：パイナップルジュース(無糖)(しよ糖含有量10%以下)  |                              |
| 24 | 関税率は協定発効日から行われる25.5%から23.0%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減<br>対象品目：パイナップルジュース(無糖)(しよ糖含有量10%超)   |                              |
| 25 | 関税率は協定発効日から行われる29.8%から23.8%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減  | 対象品目：トマトジュース(加糖)             |
| 26 | 関税率は協定発効日から行われる21.3%から19.2%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減  | 対象品目：トマトケチャップ                |
| 27 | 関税率は協定発効日から行われる17.0%から8.5%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減   | 対象品目：トマトソース(トマトケチャップ以外)      |
| 28 | <p>(a) 関税割当：1年目150.0トン、2年目237.5トン、3年目325.0トン、4年目412.5トン、5年目500.0トン</p> <p>(b) 1年目から5年目までの枠内税率</p> <p>(i) 日本の表の2欄に1個の星印(*)を付した品目に分類される原産品の枠内税率は、協定発効日から18.9%とする。この枠内税率は18.9%から14.7%までの4回の毎年均等な引き下げによりさらに削減。この毎年の引き下げは2年目から5年目までの各年の初日に行う<br/>対象品目：アイスクリーム(加糖)(しよ糖含有量が全重量の50%未満のもの)</p> <p>(ii) 日本の表の2欄に2個の星印(**)を付した品目に分類される原産品の枠内税率は協定発効日から26.8%とする。この枠内税率は26.8%から20.9%までの4回の毎年均等な引き下げによりさらに削減。この毎年の引き下げは2年目から5年目までの各年の初日に行う<br/>対象品目：アイスクリーム(加糖)(しよ糖含有量が全重量の50%以上のもの)</p> <p>(c) 関税割当は輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国が行う</p> <p>(d) 5年目に5年目の終了後の合計割当数量、枠内税率および枠外税率について交渉する。但し、両締約国間で合意できない場合は、合意できるまで5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する</p> <p>(e) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が5年目の初日より早い場合には、両締約国はドーハ・ラウンド終了の年にその翌年以降の合計割当数量、枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する</p> <p>(i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から5年目までにおいては(a)及び(b)の合計割当数量および枠内税率</p> <p>(ii) 6年目以降の年には、5年目の合計割当数量および枠内税率</p> |                              |
| 29 | 関税率は協定発効日から行われる16.8%から15.1%までの6回の毎年均等な引き下げにより、削減<br>対象品目：たんぱく質濃縮物などの一部(加糖)(しよ糖含有量50%未満)   |                              |
| 30 | 関税率は協定発効日から30.8円/リットルとする  | 対象品目：熱帯果物酒                   |
| 31 | 再交渉、再交渉時期は10年目  | 対象品目：合板、ベニヤパネルその他これらに類する積層木材 |

## EPA利用になぜ原産地証明書が必要か？

日本-フィリピン経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典であるEPA特恵関税は**当該国の原産品に限り**適用される。

従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、**第三国から輸入した物品を、日本からフィリピンに再輸出するケースでは適用されない(迂回貿易回避)**



## 原産品判定基準 (1)

原産地規則を満たしている商品は「原産品」であり、次のいずれかの商品は、商品の締約国「原産品」である

(1) 完全生産品

当該締約国の領域において得られ、または生産される商品

(2) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される商品

(注) 二次材料以前の材料に非原産材料を使用しているが、一次材料が全て原産材料の場合

(3) 非原産材料を使用して当該締約国で生産される商品であって、附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準を満たすもの。品目別規則には次の3つの実質的変更基準がある。

(3)-1 付加価値基準

(3)-2 関税分類変更基準

(3)-3 加工工程基準

## 原産品判定基準 (2)

輸出品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、品目ごとに各経済連携協定において定められている。具体的にはHSコードを確定し、利用する協定の品目別規則(日本フィリピン経済連携協定の場合、附属書2)に規定されている対象品の原産地規則を調べる。輸出品がこの基準を満たしていることを審査し、基準を満たせば、原産地証明書が発行される。

|                           |                | 概要  | 適用される産品例  |
|---------------------------|----------------|---|---|
| (1) 完全生産品                 |                | 締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とする   | 農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品  |
| (2) 当該締約国の原産材料のみから生産される産品 |                | 当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される産品であり、2次材料以前の材料に非原産材料を使用しているが、1次材料が全て原産材料の場合 | 加工食品など  |
| (3) 非原産材料を用いて加工された産品      |                | 非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、附属書2(品目別規則)に定める <b>実質的変更基準</b> を満たすもの           | 鉱工業品<br>日フィリピン経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的 |
| 品目別規則                     | (3)-③ 付加価値基準   | 加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率(例:40%)以上となる場合に、原産品とする                                |   |
|                           | (3)-④ 関税分類変更基準 | 輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする                               |   |
|                           | (3)-⑤ 加工工程基準   | 各製品について、重要と認められた製造作業または技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工作業が2つ以上行われたことをもって原産品とする          | 繊維および繊維製品<br>日フィリピン経済連携協定では繊維の場合、染色が、織物の場合、製織と染色がASEAN諸国で必要                     |

(出所) 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

## 原産地規則(附属書2の見方)

関税分類変更基準

### 第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部品及び付属品

|                 |   |
|-----------------|---|
| 8701.10—8701.90 | <p>トラクター</p> <p>第8701・10号から第8701・90号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が40%以上であること(第8701・10号から第8701・90号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)</p> |
| 87・02           | <p>原産資格割合が50%以上であること(第87・02項の産品への関税分類の変更を必要としない)</p>  |
| 87・03           | <p>原産資格割合が60%以上であること(第87・03項の産品への関税分類の変更を必要としない)</p>  |
| 87・04           | <p>原産資格割合が50%以上であること(第87・04項の産品への関税分類の変更を必要としない)</p>  |
|                 | <p>付加価値基準</p>   |

8710.10—8701.90 (農業用トラクターなど)は関税分類変更基準または付加価値基準の何れかを満たしていれば原産品である

8702 (10人以上輸送用の自動車)は付加価値基準を満たしていれば原産品である

(原文は縦書き)



## 原産地規則を満たしていることを証明する「原産地証明書」

- ★ 発給機関：（日本側）日本商工会議所  
（フィリピン側）関税局
- ★ 提出時期：輸入申告時
- ★ 有効期間：1年間
- ★ 対象となる輸入は1回限り
- ★ 第三国で発出されるインボイス：受け入れ可
- ★ 遡及発給：あり
- ★ 再発給：あり
- ★ 一般特惠（GSP）の原産地証明書（Form A）の代用は不可
- ★ 200USドルを超えない、または輸入国が規定する額を超えない貨物の場合（日本：20万円）には、提出を要しない

出所：日本商工会議所マニュアルより一部抜粋

## 企業登録申請に必要なデータ

### <企業の場合>

- (1) 履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 「企業登録申請書」(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

### <個人の場合>

- (1) 戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証の写し)、印鑑証明書  
(双方共に発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

## 原産品判定依頼に必要なデータ

- (1) 判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等）
- (2) 生産者に係る情報（企業登録番号、企業名〈英文・和文〉、所在地〈英文・和文〉、郵便番号、電話番号等）
- (3) 原産品判定を行う輸出製品のHSコードと英文名称
- (4) 原産品判定基準（原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
  - A: 国内で完全に得られまたは生産された製品
  - B: 国内において、原産材料のみから生産された製品
  - C: 国内において、非原産材料を使用し生産された製品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす製品
    - ①付加価値基準
    - ②関税分類変更基準
    - ③加工工程基準
    - ④付加価値基準＋関税分類変更基準
- (5) 僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）
- (7) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書(発給申請の手引き)より一部抜粋)

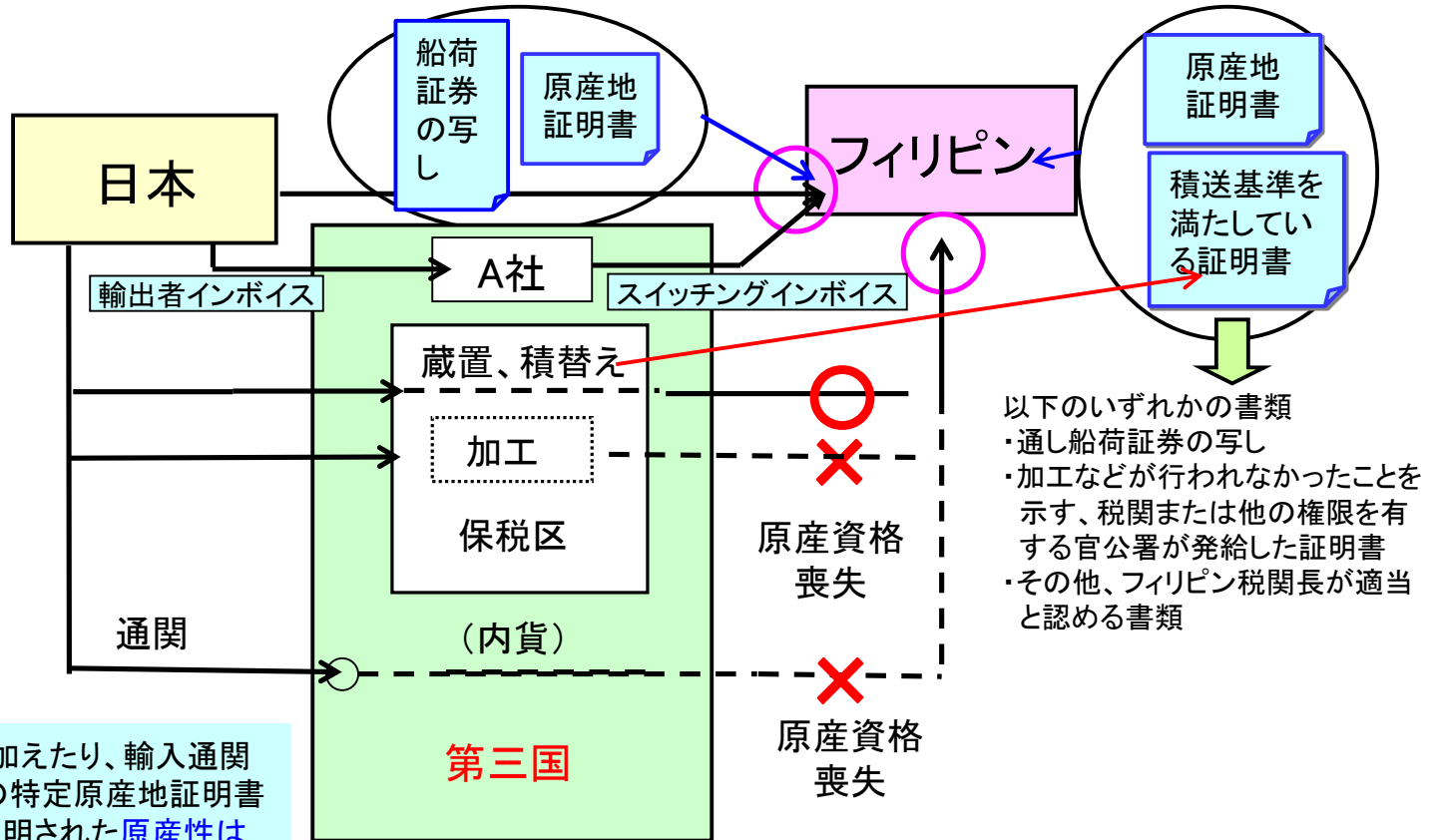
## 原産地証明書発給申請に必要なとなるデータ

- |                              |   |
|------------------------------|---|
| (1) 発給申請者に係る情報               | 氏名(和文・英文)、企業登録番号、企業名(和文・英文)、役職(和文・英文)、郵便番号、所在地、電話番号、FAX、Eメール、担当者名等                                      |
| (2) 輸出者に係る情報:                | 企業登録番号、社名(和文・英文)、電話番号、FAX、郵便番号、所在地(和文・英文)、Eメール等   |
| (3) 輸入者に係る情報:                | 社名(英文)、所在地(英文)、電話番号、FAX等  |
| (4) 原産品判定番号:                 | HSコード、原産品名  |
| (5) 輸送手段:                    | 出航予定日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文)  |
| (6) インボイス・産品・荷姿情報            | CE 番号、インボイス日付、インボイス発行者名と所在地(英文)、品名、数量・単位、包装数量・形態(Number and kind of package)、荷印・荷物番号(Marks and numbers) |
| (7) 手数料納付・証明書交付方法            | 手数料現金支払い・振込み、証明書窓口・郵送受取   |
| (8) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある |   |



# 積送基準 リンボイス

積送基準はEPA特惠関税適用の要件1つである。積送基準は直接輸送とも言われ、輸出国から輸入国まで対象産品の原産性を維持したまま輸送する事を要求している。従って、第三国で蔵置、積替えて輸送する場合は、税関またはその他の権限を有する官公署発給の原産品の資格を失っていないことを証明する書類が必要。第三国で発出されるインボイスの受入れは可能



EPAでは第三国で加工を加えたり、輸入通関すると、例え輸出国発行の特定原産地証明書があっても、その時点で証明された原産性は失効したことになるので注意を要する

## 一般特惠(GSP)税率適用品目の扱い 日本へ輸入する場合

GSP税率適用対象品目のほとんどは、協定発効後、GSPの適用除外品目になる。従って、当該品目は日フィリピン特惠原産規則における原産地証明書が必要になる

GSP原産地規則における原産地証明書



日フィリピン特惠原産地規則における原産地証明書

2017年4月1日現在、日フィリピンEPA特惠税率及び日ASEAN EPA特惠税率の対象外(除外)であって、一般特惠税率の適用が可能な品目は12品目、日フィリピンEPA特惠税率または日ASEAN EPA特惠税率の適用対象品目であって、一般特惠税率の適用が可能な品目(一般特惠税率がEPA特惠税率を下回る品目)が42品目ある。これら品目は、従来のGSP原産地規則における原産地証明書(Form A)が必要。

税関「一般特惠税率の適用が可能な品目(対フィリピン)(2017年4月)」参照  
[http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido\\_tetsuduki/tokkei/philippines.pdf](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei/philippines.pdf)

## フィリピン側関連情報

### フィリピン貿易産業省

<http://server2.dti.gov.ph/dti/index.php?p=642>

The screenshot shows the official website of the Department of Trade and Industry (DTI) of the Philippines. The header includes the DTI logo and the text "REPUBLIC OF THE PHILIPPINES Department of Trade and Industry Enabling Business, Empowering Consumers". The main content area is titled "TRADE AGREEMENTS" and lists several links: "Philippine MFN Rates Schedule", "Philippines with Dialogue Partners", and "Philippines-Japan Economic Partnership Agreement (PJEPA)". Under the PJEPA link, there are sub-links for "Tariffs", "Rules of Origin", "General Overview", and "Frequently Asked Questions". On the right side, there is a digital clock showing "PHILIPPINE STANDARD TIME" as "05:41:59 PM" on "06 July 2016 Wednesday". Below the clock is the "Seal of Philippine Transparency" and a "Quick Links" section.

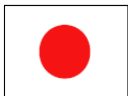


## 関連マニュアル等

### 原産地規則の概要 財務省関税局業務課編

[http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/philippines/shiryou\\_gensanchi.pdf](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/philippines/shiryou_gensanchi.pdf)

### 日フィリピン経済連携協定 原産地規則の概要



平成20年12月  
(平成23年7月：一部改訂)  
財務省関税局業務課

### 日フィリピンEPAについて(概要) 経済産業省作成資料

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/data/200610\\_J\\_Pgaiyo.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/200610_J_Pgaiyo.pdf)

参考資料

### 日比経済連携協定について



平成18年10月

経済産業省

9

# 本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話:03-3582-5561

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

不許複製 禁無断転載